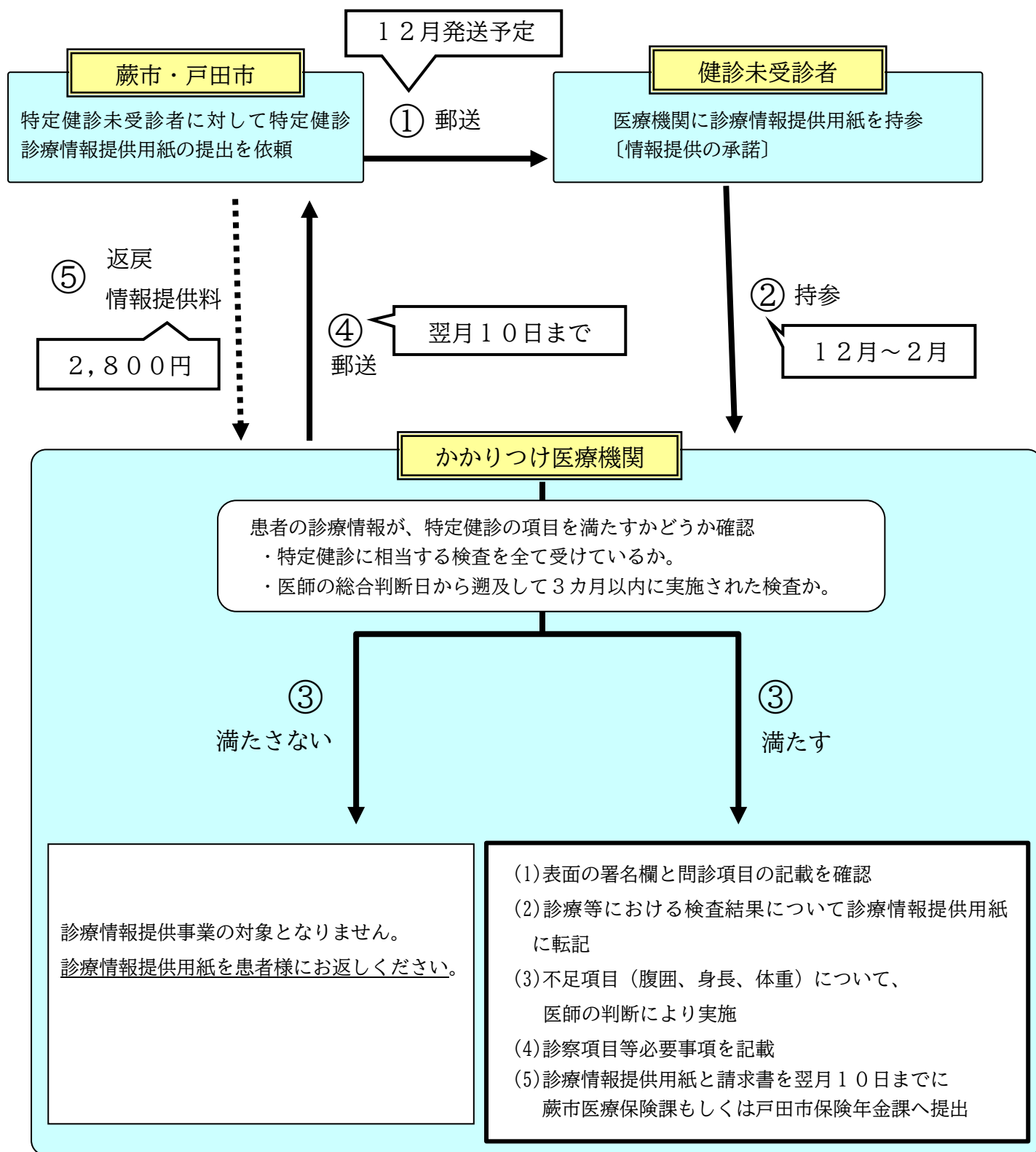


特定健康診査に係る診療情報提供事業 事業の流れ（フロー図）



- ① 蕨市、戸田市は、特定健診未受診者に対し、診療情報提供用紙を郵送する。
- ② 未受診者は、かかりつけ医療機関に診療情報提供用紙を持参する。
- ③ 医療機関は、特定健診の項目を満たすか否かを判断し、データを記入する。
- ④ 医療機関は診療情報提供用紙と請求書を対象者から提出を受けた月の翌月10日までに各市へ提出する。
- ⑤ 蕨市・戸田市は、医療機関に情報提供料を支払う。ただし、不備があった場合は医療機関に返戻する。